秋田県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表に関する実施要綱

令和元年５月２０日　森－４２７
一部改正　令和４年１２月１４日　森－２１６８

（公募・公表の目的）

第１　この要綱は森林経営管理法（平成３０年法律第３５号）第２条第５項の規定に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望し、同法第３６条第２項に規定する要件に適合する民間事業者（以下「意欲と能力のある林業経営者」という。）の募集及び公表を目的とする。

（林業経営者の要件）

第２　「意欲と能力のある林業経営者」は、「森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者」であり、次の各号の要件を満たすものとする。

（１）　県内に主たる事業所を持つ民間事業者で別に定める「秋田県意欲と能力のある林業経営者の登録基準」の１．（１）～（９）の項目について、当該林業経営者の事業内容に該当する項目の基準を全て満たしていること。

（２）　前項で定める登録基準のうち、１．（２）～（７）に関しては、１年以内に各項目の実施基準を満たすことが確実と見込まれる場合を含めることができる。

（公　募）

第３　知事は、森林経営管理法施行規則（平成３０年農林水産省令第７８号）第３１条に基づき、毎年度、募集期間を定めて公募するものとする。

（応　募）

第４　「意欲と能力のある林業経営者」に応募しようとする民間事業者は、申請書及び別に定める添付書類を知事に提出するものとする。

（林業経営者の登録）

第５　知事は、第４により応募のあった民間事業者（以下「申請者」という。）が、第２の要件に適合している場合は、秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿（以下「林業経営

者名簿」という。）に登録するものとする。

２　森林経営管理法第 37 条第２項に定める森林経営管理実施権を受けることができる民間事業者は、本要綱により登録された意欲と能力のある林業経営者とする。

（登録の申請）

第６　第５第１項の申請者は、次に掲げる①～⑮を記載した様式１－１、１－２による申請書を、知事（当該登録申請者の主たる事務所の所在地を所管する地域振興局長（以下「振興局長」という））に１部提出するものとする。

① 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
② 雇用の状況
③ 技術者・技能者の数
④ 林業機械の保有状況
⑤ 生産量の増加又は生産性の向上
⑥ 生産管理又は流通の合理化等
⑦ 造林・保育の省力化・低コスト化
⑧ 主伐後の再造林の確保
⑨ 生産や造林・保育の実施体制の確保
⑩ 伐採・造林に関する行動規範の策定等
⑪ 雇用管理の改善及び労働安全対策
⑫ コンプライアンスの確保
⑬ 常勤役員の設置
⑭ 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域
⑮ その他知事が定める情報

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成６年法律第 45 号）（以下「労確法」という。）第５条の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）である場合は次の①～⑥に掲げる書類の提出を省略できるものとする。

① 登記事項証明書
② 納税証明書
③ 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
④ 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
⑤ 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し

⑥ 直近３カ年の貸借対照表及び損益計算書
⑦ 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した過去５年の事業実績の中から、代表的なもの１件の契約書等の写し）
⑧ 行動規範を作成している場合は、その写し
⑨ その他知事が定める書類

３　振興局長は、必要に応じ申請者に対して情報提供を求めることができる。

（意見の聴取）
第７　振興局長は、第６による申請があった場合は様式２により関係市町村長の意見を聴くものとする。

（市町村による登録推薦）
第８　市町村長は、様式３に第６第１項及び第２項に規定する書類を添付し、登録すべき民間事業者を推薦することができる。

（登録の実施）
第９　振興局長は、第６による申請があった場合において、当該申請の内容が登録基準に適合すると認められるときは、次に掲げる事項を様式４－１、４－２の林業経営者名簿に登録するものとする。
① 登録番号及び登録年月日（様式４－１）
② 登録情報の変更年月日　（様式４－１）
③ 第６第１項の①から⑮までに掲げる事項　（様式４－２）

２　振興局長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を様式５により登録申請者及び市町村長に通知するとともに、様式６により農林水産部長に送付するものとする。
　農林水産部長は前項の規定による登録の送付を受理した場合は、様式７により東北森林管理局長に通知するものとする。

（登録の有効期間）
第１０　第５第１項の登録の有効期間は５年とする。ただし、林業経営者名簿に登録された民間事業者（以下「登録経営者」という。）が第６第２項により記載及び提出を省略して登録を行った認定事業主である場合は、改善計画と同期間とする。

２　登録の有効期間満了後、引き続き「意欲と能力のある林業経営者」として登録を受けようとする登録経営者は、登録の更新を受けることができるものとする。

（変更の届出）

第１１　登録経営者は、第６第１項の①に掲げる事項に変更が生じたときは、様式８により振興局長に届け出るものとする。

２　登録経営者は、第６第１項の②から⑮に掲げる事項に変更があり、林業経営者名簿に登録されている情報を直近の内容に変更する場合は、様式９に第６で規定する書類を添付し振興局長に届け出るものとする。

３　振興局長は、前項の規定による届出があった場合において、その内容が登録基準に適合すると認められるときは、その届出があった事項を林業経営者名簿に登録するものとする。

４　第１１第１項及び第１１第２項の規定による登録ついては、第９の規定をそれぞれ準用する。

（林業経営者名簿の公表等）

第１２　知事は、林業経営者名簿（様式４－１、４－２）を県のホームページで公表するものとする。

（実施状況報告）

第１３　登録経営者は、林業経営者名簿に記載した目標に対する毎年の実施状況について、様式１０－１、１０－２により毎年事業実施終了後３ヵ月を超えない日まで振興局長に報告するものとする。

（登録の取消）

第１４　振興局長は、登録経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

① 登録経営者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合

② 登録経営者からの申出があった場合（様式１１）

③ 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽が確認された場合

④ その他知事が取消の必要があると認める場合

２　振興局長は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を様式

１２により登録経営者に通知するものとする。ただし、前項①の個人の場合にあってその死亡が確認された場合は除く。

附則

この要領は、令和元年５月２０日から施行する。

附則

この要領は、令和４年１２月１４日から施行する。

参考　登録申請書提出先

地域	提出先	住　所	電話
鹿角	鹿角地域振興局農林部森づくり推進課	鹿角市花輪字六月田 1	0186-23-2275
北秋田	北秋田地域振興局農林部森づくり推進課	北秋田市鷹巣字東中岱 76-1	0186-62-1445
山本	山本地域振興局農林部森づくり推進課	能代市御指南町 1-10	0185-52-2181
秋田	秋田地域振興局農林部森づくり推進課	秋田市山王四丁目 1-2	018-860-3381
由利	由利地域振興局農林部森づくり推進課	由利本荘市水林 366	0184-22-8351
仙北	仙北地域振興局農林部森づくり推進課	大仙市大曲上栄町 13-62	0187-63-6113
平鹿	平鹿地域振興局農林部森づくり推進課	横手市旭川一丁目 3-41	0182-32-9505
雄勝	雄勝地域振興局農林部森づくり推進課	湯沢市千石町二丁目 1-10	0183-73-5111

様式１－１

年　　月　　日

秋田県知事　あて

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

（　認定事業主の有無　有　　無　）
＊該当する方に○をつけること

秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿への登録申請書

「秋田県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表に関する実施要綱」第６に基づき、秋田県知事が意欲と能力のある林業事業者名簿へ登録し、公表する情報として登録申請します。

なお、情報については、　　年　　月　　日付けで提出した改善計画認定申請書（又は改善措置実施状況報告）と同じ。

（注：認定事業主の場合は、なお書き以降を付記すること）

※別紙様式１－２及び関係書類を添付

（様式１－２）

１．雇用の状況

林業現場作業職員（うち常用）	事務系等職員数(うち常用)	雇用管理者の選任の有無	雇用に関する文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人 （　　）	人 （　　）			人	%	人	人	人	人

※　職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は 4 か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※　退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注１「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第 30 条第 1 項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注２「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第 31 条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

２．技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
ﾌｫﾚｽﾄﾜｰｶｰ	ﾌｫﾚｽﾄﾘｰﾀﾞｰ	ﾌｫﾚｽﾄﾏﾈｰｼﾞｬｰ	森林施業ﾌﾟﾗﾝﾅｰ	森林作業道作設ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ	技術士	技能士	林業技士	ﾌｫﾚｽﾀｰ（森林総合監理士）	ﾆｭｰｸﾞﾘｰﾝﾏｲｽﾀｰ	秋田県林業技術管理士
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

注１　ﾌｫﾚｽﾄﾜｰｶｰ（林業作業士）、ﾌｫﾚｽﾄﾘｰﾀﾞｰ（現場管理責任者）、ﾌｫﾚｽﾄﾏﾈｰｼﾞｬｰ（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成 10 年 4 月 1 日付け 10 林野組第 36 号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注２　森林施業ﾌﾟﾗﾝﾅｰとは森林施業ﾌﾟﾗﾝﾅｰ育成のための研修を受講し、森林施業ﾌﾟﾗﾝﾅｰ協会で認定された者のこと。

注３　森林作業道作設ｵﾍﾟﾚｰﾀｰとは、森林作業道作設ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ養成のための国または県の研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注４　技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注５　技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。

注６　林業技士とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注７　フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域総合監理の区分に合格した者のこと。

注８　ニューグリーンマイスターは秋田県の認定を受けた者。

注９　秋田県林業技術管理士とは、秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を修了し、秋田県の認定を受けている者。

３　林業機械の保有状況

ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾊｰﾍﾞｽﾀ	ﾌｫﾜｰﾀﾞ	ｽｲﾝｸﾞﾔｰﾀﾞ	ﾌｪﾗｰﾊﾞﾝﾁｬ	ｽｷｯﾀﾞ	ﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ	ﾊﾞｹｯﾄ付ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ	林内作業車	その他
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※1 年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこととすること。

４ 生産量の増加又は生産性の向上

※ 直近３事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。
※ 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください

事業区分		指標	内訳	直近３事業年度の実績			目標とする事業年度の見込	目標とする項目
				直近の前々年	直近の前年	直近		
生産	主伐	面積（ha）	直営					
			請負					
			合計					
		材積（㎥）	直営					
			請負					
			合計					
		生産性（㎥/人日）	直営					
	間伐	面積（ha）	直営					
			請負					
			合計					
		材積（㎥）	直営					
			請負					
			合計					
		生産性（㎥/人日）	直営					
造林・保育	植付	面積（ha）	直営					
			請負					
			合計					
	下刈り	面積（ha）	直営					
			請負					
			合計					
	その他	面積（ha）	直営					
			請負					
			合計					

事業期間

直近の事業年度：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

目標とする事業年度：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

以下の５～１１の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※ その他の取組等がある場合には、（　）内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。

※ 該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。（添付書類で確認できる場合は省略可。）

５ 生産管理又は流通合理化等

	取り組んでいる	１年以内に取り組む予定	取り組む意向がある
(1) 適切な生産管理			
作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し	☑	☑	☑（　年後）
作業システムの改善	☑	☑	☑（　年後）
□			
その他（　　）	☑	☑	☑（　年後）
(2) 原木の安定供給・流通合理化等			
製材工場等需要者との直接的な取引	☑	☑	☑（　年後）
とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	☑	☑	☑（　年後）
森林所有者や工務店等との連携	□	☑	☑（　年後）
その他（　　）	☑	☑	☑（　年後）

(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

６ 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	１年以内に取り組む予定	取り組む意向がある
伐採・造林の一貫作業システムの導入	☑	☑	☑（　年後）
コンテナ苗の使用	☑	☑	☑（　年後）
低密度植栽	☑	☑	☑（　年後）
下刈りの省略	☑	☑	☑（　年後）

その他（　　）　☑　☑　☑（　年後）

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

7　主伐後の再造林の確保

	有している	1年以内に整備する予定	整備する意向がある	
主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制	☑	☑	☑（　年後）	
	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある	
主伐後の適切な更新	☑	☑	☑（　年後）	

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

8　生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年間以上	1年間以上	1年間未満	実績なし
素材生産の事業実績	☑	☑	☑	☑
造林・保育の事業実績	☑	☑	☑	☑

9　伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定等している	1年以内に策定等する予定	策定等する意向がある	
独自の行動規範等の策定	☑	☑	☑（　年後）	
所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	☑	☑	☑（　年後）	

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

１０ 雇用管理の改善及び労働安全対策

(1) 雇用管理の改善	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある	
現場作業職員の常用化	☑	☑	☑	（　年後）
現場作業職員への月給制の導入	☑	☑	☑	（　年後）
計画的な研修実施などの教育訓練の充実	☑	☑	☑	（　年後）
退職金共済への加入などの福利厚生の充実	☑	☑	☑	（　年後）
その他（　　）	☑	☑	☑	（　年後）
(2) 労働安全対策				
現場作業職員等への安全衛生教育	☑	☑	☑	（　年後）
労災保険への加入（一人親方等の特別加入を含む）	☑	☑	☑	（　年後）
リスクアセスメント	☑	☑	☑	（　年後）
防護具の着用の徹底	☑	☑	☑	（　年後）
作業現場の安全巡回	☑	☑	☑	（　年後）
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	☑	☑	☑	（　年後）
その他（　　）	☑	☑	☑	（　年後）

(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

１１ コンプライアンスの確保

	はい	いいえ
業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから１年間を経過していない者である	☑	☑
業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である	☑	☑
国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である	☑	☑
６の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である	☑	☑
その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である	☑	☑

（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項各号に掲げる者等）

１２ 常勤役員の設置（※　法人のみ）

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	（フリガナ） 氏名	住所	生年月日

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。

１３　経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

市町村名：

※経営管理実施権

森林経営管理法に基づき、市町村からの委託を受けて伐採等を実施するために林業経営者に設定される権利

１４　その他知事が定める情報

例：地域への貢献（国土緑化への貢献、防災活動、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等）、表彰実績、経営の健全性（FSC 森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO 取得状況、実践体制基礎評価）、指名停止処分等の状況、民有林森林整備関係委託事業の実施状況等

※実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業ﾌﾟﾗﾝﾅｰ育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業（以下「提案型施業」という。）に取り組む林業事業体について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。

様式２

番　　号
年　　月　　日

市町村長　様

地域振興局長

秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿への登録に係る意見書について

　年　月　日付けで　　から申請のあった林業経営者名簿への登録について、「秋田県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表に関する実施要綱」第７の規定により貴職の意見を求めますので、回答してくださるようお願いします。

様式３

番　　号
年　　月　　日

秋田県知事　あて

市町村長

秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿への登録推薦書

　このことについて、「秋田県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表に関する実施要綱」第８の規定に基づき提出します。

１　推薦する林業経営者

２　推薦理由

３　添付書類
　（要綱の第６に基づく申請書類）

様式4-1

秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿

年　月　日現在

地域	登録番号	認定事業体番号	経営者名	代表者氏名	登録年月日	登録期間 年月日　～　年月日	備考

（様式 4-2）

１．林業経営者名簿

登録番号	登録年月日 （登録変更年月日）	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業種

２．雇用の状況

林業現場作業職員（うち常用）	事務系等職員数(うち常用)	雇用管理者の選任の有無	雇用に関する文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人 （　　）	人 （　　）			人	%	人	人	人	人

※　職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は 4 か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※　退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注１「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第 30 条第 1 項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注２「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第 31 条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

２．技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
ﾌｫﾚｽﾄﾜｰｶｰ	ﾌｫﾚｽﾄﾘｰﾀﾞｰ	ﾌｫﾚｽﾄﾏﾈｰｼﾞｬｰ	森林施業ﾌﾟﾗﾝﾅｰ	森林作業道作設ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ	技術士	技能士	林業技士	ﾌｫﾚｽﾀｰ（森林総合監理士）	ﾆｭｰｸﾞﾘｰﾝﾏｲｽﾀｰ	秋田県林業技術管理士
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

注１　ﾌｫﾚｽﾄﾜｰｶｰ（林業作業士）、ﾌｫﾚｽﾄﾘｰﾀﾞｰ（現場管理責任者）、ﾌｫﾚｽﾄﾏﾈｰｼﾞｬｰ（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成 10 年 4 月 1 日付け 10 林野組第 36 号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注２　森林施業ﾌﾟﾗﾝﾅｰとは森林施業ﾌﾟﾗﾝﾅｰ育成のための研修を受講し、森林施業ﾌﾟﾗﾝﾅｰ協会で認定された者のこと。

注３　森林作業道作設ｵﾍﾟﾚｰﾀｰとは、森林作業道作設ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ養成のための国または県の研修を受講するなど

して、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
注４　技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。
注５　技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。
注６　林業技士とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。
注７　フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域総合監理の区分に合格した者のこと。
注８　ニューグリーンマイスターは秋田県の認定を受けた者。
注９　秋田県林業技術管理士とは、秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を修了し、秋田県の認定を受けている者。

３　林業機械の保有状況

ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾊｰﾍﾞｽﾀ	ﾌｫﾜｰﾀﾞ	ｽｲﾝｸﾞﾔｰﾀﾞ	ﾌｪﾗｰﾊﾞﾝﾁｬ	ｽｷｯﾀﾞ	ﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ	ﾊﾞｹｯﾄ付ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ	林内作業車	その他
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※1 年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこととすること。

４ 生産量の増加又は生産性の向上

※ 直近３事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。
※ 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください。

事業区分		指標	内訳	直近３事業年度の実績			目標とする事業年度の見込	目標とする項目
				直近の前々年	直近の前年	直近		
生産	主伐	面積（ha）	直営					
			請負					
			合計					
		材積（㎥）	直営					
			請負					
			合計					
		生産性（㎥/人日）	直営					
	間伐	面積（ha）	直営					
			請負					
			合計					
		材積（㎥）	直営					
			請負					
			合計					
		生産性（㎥/人日）	直営					

造林・保育	植付	面積(ha)	直営					
			請負					
			合計					
	下刈り	面積(ha)	直営					
			請負					
			合計					
	その他	面積(ha)	直営					
			請負					
			合計					

事業期間

直近の事業年度：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

目標とする事業年度：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

以下の５～１１の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※ その他の取組等がある場合には、（　）内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。

※ 該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。（添付書類で確認できる場合は省略可。）

５ 生産管理又は流通合理化等

	取り組んでいる	１年以内に取り組む予定	取り組む意向がある
(1) 適切な生産管理			
作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し	☑	☑	☑（　年後）
作業システムの改善	☑	☑	☑（　年後）
□			
その他（　　）	☑	☑	☑（　年後）
(2) 原木の安定供給・流通合理化等			
製材工場等需要者との直接的な取引	☑	☑	☑（　年後）
とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	☑	☑	☑（　年後）
森林所有者や工務店等との連携	□	☑	☑（　年後）
その他（　　）	☑	☑	☑（　年後）

(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

6 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある
伐採・造林の一貫作業システムの導入	☑	☑	☑（　年後）
コンテナ苗の使用	☑	☑	☑（　年後）
低密度植栽	☑	☑	☑（　年後）
下刈りの省略	☑	☑	☑（　年後）
その他（　　）	☑	☑	☑（　年後）

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

7 主伐後の再造林の確保

	有している	1年以内に整備する予定	整備する意向がある
主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制	☑	☑	☑（　年後）

	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある
主伐後の適切な更新	☑	☑	☑（　年後）

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

8 生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年間以上	1年間以上	1年間未満	実績なし
素材生産の事業実績	☑	☑	☑	☑
造林・保育の事業実績	☑	☑	☑	☑

９ 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定等している	１年以内に策定等する予定	策定等する意向がある
独自の行動規範等の策定	☑	☑	☑（　年後）
所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	☑	☑	☑（　年後）

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

１０ 雇用管理の改善及び労働安全対策

	取り組んでいる	１年以内に取り組む予定	取り組む意向がある
(1) 雇用管理の改善			
現場作業職員の常用化	☑	☑	☑（　年後）
現場作業職員への月給制の導入	☑	☑	☑（　年後）
計画的な研修実施などの教育訓練の充実	☑	☑	☑（　年後）
退職金共済への加入などの福利厚生の充実	☑	☑	☑（　年後）
その他（　　）	☑	☑	☑（　年後）
(2) 労働安全対策			
現場作業職員等への安全衛生教育	☑	☑	☑（　年後）
労災保険への加入（一人親方等の特別加入を含む）	☑	☑	☑（　年後）
リスクアセスメント	☑	☑	☑（　年後）
防護具の着用の徹底	☑	☑	☑（　年後）
作業現場の安全巡回	☑	☑	☑（　年後）
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	☑	☑	☑（　年後）
その他（　　）	☑	☑	☑（　年後）

(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

１１ コンプライアンスの確保

	はい	いいえ
業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから１年間を経過していない者である	☑	☑
業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である	☑	☑
国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である	☑	☑
６の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である	☑	☑
その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である （破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項各号に掲げる者等）	☑	☑

１２ 常勤役員の設置（※　法人のみ）

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	（フリガナ） 氏名	住所	生年月日

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。

１３　経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

市町村名 ：

※経営管理実施権

森林経営管理法に基づき、市町村からの委託を受けて伐採等を実施するために林業経営者に設定される権利

１４　その他知事が定める情報

例：地域への貢献（国土緑化への貢献、防災活動、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等）、表彰実績、経営の健全性（FSC 森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO 取得状況、実践体制基礎評価）、指名停止処分等の状況、民有林森林整備関係委託事業の実施状況等

様式５

番　　号
年　　月　　日

登録申請者　様
市町村長　　様

秋田県知事

秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿への登録通知書

年　月　日付けで申請のあった秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿への登録申請について、秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿に登録したので通知します。

※様式４－１、様式４－２添付

様式６

番　　号
年　　月　　日

農林水産部長　様

地域振興局長

秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿への登録について

このことについて、秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿に登録したので通知します。

※様式４－１、様式４－２を添付

様式７

番　　号
年　　月　　日

東北森林管理局長　様

農林水産部長

秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿への登録通知書

年　月　日付けで申請のあった秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿への登録申請について、秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿に登録したので通知します。

※様式４－１を添付

様式８

番　　号
年　　月　　日

秋田県知事　　あて

所在地
名　称
代表者氏名

秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿の変更届出書

年　月　日付けで登録された秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿について、次のとおり変更したいので「秋田県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表に関する実施要綱」第１１第１項の規定に基づき届け出ます。

１　変更事項の内容（別添のとおり）

２　変更の理由

様式９

番　　号
年　　月　　日

秋田県知事　　あて

所在地
名　称
代表者氏名

秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿の変更届出書

年　月　日付けで登録された秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿について、次のとおり変更したいので「秋田県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表に関する実施要綱」第１１第２項の規定に基づき届け出ます。

１　変更事項の内容（別添のとおり）

２　変更の理由

様式１０－１

番　　号
年　　月　　日

秋田県知事　あて

所在地
名　称
代表者氏名

秋田県意欲と能力のある林業経営者の実施状況報告書

　年　月　日付けで登録された秋田県意欲と能力のある林業経営者の登録情報に関する実施状況について、「秋田県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表に関する実施要綱」第１３の規定に基づき提出します。

様式 10-2

１ 生産量の増加又は生産性の向上について

				現状 （ 年）	目標 （ 年）	1 年目 （ 年）	2 年目 （ 年）	3 年目 （ 年）	4 年目 （ 年）	5 年目 （ 年）	進捗率 （%）
生産	主伐	面積 （ha）	直営								
			請負								
			合計								
		材積 （m3）	直営								
			請負								
			合計								
		生産性 （人日/ha）	直営								
	間伐	面積 （ha）	直営								
			請負								
			合計								
		材積 （m3）	直営								
			請負								
			合計								
		生産性 （人日/ha）	直営								
造林・保育	植付	面積 （ha）	直営								
			請負								
			合計								
	下刈り	面積 （ha）	直営								
			請負								
			合計								
	その他	面積 （ha）	直営								
			請負								
			合計								

※進捗率は目標年度数値に対する報告年度の進捗率を算出し記載してください。

２．今後取り組むと記載した事項についての状況について

様式１１

番　　号
年　　月　　日

秋田県知事　あて

所在地
名　称
代表者氏名

秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿の登録取消について

年　月　日付けで登録された秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿について、次の理由によりその登録の取り消しを申し出ます。

登録取消の理由

様式１２

番　　号
年　　月　　日

様

秋田県知事

秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿の登録取消通知書

年　月　日付けで登録された秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿は、次の理由によりその登録を取り消したので通知します。

登録取消の理由